

第26回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年8月29日(金) 午後0時30分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 妹 尾 伸 二

2番 嶋 峨 弘 巳

3番 押 切 秀 志

4番 新 井 功 仁 恵

6番 阿 部 栄 子

7番 篠 原 弘

8番 斎 藤 晃 佳

9番 谷 口 正 明

11番 工 藤 均

12番 百 夕 栄 二

13番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 塚 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | 開会 |
| 日程第 3 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | 会期の決定 |
| 日程第 5 | 会務報告 |
| 日程第 6 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について |
| 日程第 7 報告第 2 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 8 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて |
| 日程第 9 議案第 2 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 10 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 11 議案第 4 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について |
| 日程第 12 議案第 5 条 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |
| 日程第 13 | 次回総会日程（予定）について |

事務局長	<p>第26回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。</p> <p>本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>本日は、年金協議会の総会に引き続き本総会への出席とのことで大変ご苦労様です。</p> <p>例年経験のないような暑い夏もようやく終わりを迎えて、二番草の収穫作業と何かと忙しい中ご出席くださいましてありがとうございます。来月からは、利用権設定等の申し出が4件ほど出ております。現地に出てもらうことが多くなると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>本日は、報告が2件、議案を5件提案させていただいております、慎重審議をお願いして開会の挨拶とさせていただきます。</p>
	<p>日程第3 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、4番新井委員、6番阿部委員を指名いたします。</p>
	<p>つづきまして</p> <p>日程第4 会期の決定を議題とします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。</p>
	<p>日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。</p>
事務局長	<p>前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。</p> <p>8月4日～5日、「農業者年金業務担当者地区別研修会」が釧路市で開催され、塙見係長と前田主事が出席しております。</p> <p>8月5日、「農地部会現地調査」を○○地区で実施し、農地部会委員6名、押切委員、事務局2名で調査を行っております。</p> <p>対象地は○○○○氏の所有地でございますが、詳細については、報告第2号で説明いたしますので、ご審議をお願いいたします。</p>

8月7日、「令和7年度根釧女性農業委員の会通常総会」が釧路市で開催され、新井委員、阿部委員、私が出席しました。

令和6年度の報告と令和7年度の計画及び新役員の選出が行われ、新しく会長には弟子屈町平岡委員、副会長に鶴居村水本委員、監事に標茶町森田委員が選出されております。

8月14日、○○地区○○○○氏所有地の「農地利用協議」を○○○○○○○○○○で開催し、地元農業者4名、農協担当者1名、役場農林課1名と押切委員、谷口委員、事務局2名が出席しております。

○さんは現在農地中間管理事業で10年間の賃貸借を行っており、今年の○○月末で期限を迎えることから、期限到来時のタイミングで農地を売買したい旨の申出を受けておりました。

農業委員会では今月5日に農地評価を行い、ご本人へ評価の詳細をお伝えし、現在の借り手の方々を参考し利用協議を行ったところでございます。

協議の結果、○○さんの土地については○○○○へ売買のあと、○○より○年間の借り入れを行い、○年後に買い取るという○○○○○○○を活用することで調整が整っております。

8月15日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を○○○○ほかで実施し、嵯峨委員、篠原委員、百々委員、事務局2名で調査を行っております。

願い出地は○○○○氏所有地ほかでございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

8月25日、○○○○地区、○○○○○氏と○○○○○氏所有地の「農地利用協議」を○○○○○○○○○○○で開催し、地元農業者4名、農協担当者1名、役場農林課1名と嵯峨委員、工藤委員、事務局2名が出席しております。

○○○さんは現在○○○○○さんへ農地法3条で賃貸借を行っておりますが、来年春頃に町外への転出を予定されており、そのタイミングでもって農地を売買したい旨の申出を受けておりました。

農地の評価については令和5年11月に実施済のため、今回は地元協議のみを行っております。

地元農業者4名のうち1名が農地の分配を強く希望されたものの、2年前の農協主催の会議で町内の農業者を入植させて経営継続を図るという全員の合意が得られていること、さらには○○○さんの経営を引き継ぐためには当然のように農地も引き継ぐものという意見が多く出され、○○○さんの土地については○○○○への売買のあと、○○より○年間の借り入れを行い、○年後に○○さんが買い取るという○○○○○○○を活用することで調整が整っております。

8月27日、「令和8年度会費額の方針についてのWEB説明会」が開催され、私と塙見係長が受講しております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。
各委員	(なしの声)
議長	ないようなので、これで会務報告を終了します。
	日程第6 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事務局長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。 農地法第3条の3の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。 この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故〇〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。 今回の届出により取得した農地は、茶内西〇〇線〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m ² でございます。詳細につきましては、議案書2ページから4ページ及び議案関係資料1ページから4ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから報告第1号の質疑を行います。 本案について質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事務局長	<p>報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、認定農業者又は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、当該申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。</p> <p>本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う3件の調整報告であります。</p> <p>整理番号1は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付で所有権移転に係るあっせんの申出があつたものでございます。</p> <p>現地調査につきましては8月5日に農地部会、地元委員1名、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇,〇〇〇万円となりましたが、本案については、農地の買入協議を進め所有権の移転を行うこととしております。</p> <p>土地の詳細につきましては、議案書6ページから7ページ及び議案関係資料5ページから7ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付で所有権移転に係るあっせんの申出があつたものでございます。</p> <p>現地調査につきましては令和5年11月29日に農地部会、地元委員1名、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円となりましたが、本案については、農地の買入協議を進め所有権の移転を行うこととしております。</p> <p>土地の詳細につきましては、議案書8ページから10ページ及び議案関係資料8ページから13ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>整理番号3は、神奈川県茅ヶ崎市香川〇丁目〇〇番一〇〇〇号、〇〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付で所有権移転に係るあっせんの申出があつたものでございます。</p> <p>現地調査につきましては令和5年11月29日に農地部会、地元委員1名、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇万〇,〇〇〇円となりましたが、本案については、農地の買入協</p>

議を進め所有権の移転を行うこととしております。

土地の詳細につきましては、議案書10ページから11ページ及び議案関係資料8ページから13ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づきご報告申し上げるものでございますので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから報告第2号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員 姉別南〇線〇〇番の家の向かいの所、面積〇〇、〇〇〇とあるが地図には、〇、〇〇〇と表示しているが、なぜ違うのか。〇〇番〇も同様に面積が違う。違いを教えてください。

事務局長 こちらは、10年前に〇〇〇〇〇〇で貸し付けを行う際に、〇〇番の方は航空写真で確認できるように建物がありました。この面積と農地以外の面積とすることで、分割して台帳管理を行っております。〇〇番〇についても農地部分とそれ以外の部分を分割して台帳管理を行っております。施設用地〇〇番については、この建物がある部分、〇〇番〇は、農地以外の所を施設用地として台帳管理しており、台帳システム上、畠ではなく、施設用地の方が優先されて地図に表示されています。また、分割して地図に表示できないためこのように表示されています。

妹尾委員 〇〇番〇は、面積〇〇、〇〇〇のうち〇〇、〇〇〇が家の方の雑種地ということで、残りが草地、〇〇番も同じで〇〇、〇〇〇のうち建物の部分が〇、〇〇〇とのことですか。

事務局長 そのとおりです。

妹尾委員 わかりました。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。

	質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。
事 務 局 長	日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土

地の現況証明願を受理したときは、農業委員 3 名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、3 件の現況証明願でございますが、浜農委 7-6 号の願い出人は、茶内○線○○○番地、○○○○氏、願い出地は茶内○線○○○番○、ほか○筆、面積○万○、○○○. ○○m²で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、篠原委員、百々委員、事務局 2 名により 8 月 15 日に実施し確認をしております。

次に、浜農委 7-7 号の願い出人は、西円朱別西○○線○○○番地、○○○○氏、願い出地は熊牛東○線○○番○、○筆、面積○万○、○○○. ○○m²で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、篠原委員、百々委員、事務局 2 名により 8 月 15 日に実施し確認をしております。

次に、浜農委 7-8 号の願い出人は、姉別南○線○○番地、○○○○氏、願い出地は姉別南○線○○番、ほか○筆、面積○万○、○○○. ○○m²で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、2 回実施しております。姉別南○線○○番○は、7 月に実施、追加で申請があった姉別南○線○○番については、嵯峨委員、篠原委員、百々委員、事務局 2 名により 8 月 15 日に実施し確認をしております。押切委員については、7 月の現地調査に参加いただいております。

今回については、調査員 4 名の氏名を記載させていただいております。

本案すべての願い出地について、調査の結果、農地・採草放牧地以外であるとのご判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事 (詳細説明するも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから議案第 1 号の質疑を行います。
浜農委 7-6 について質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委7-7について質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委7-8について質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、浜農委7-6を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、浜農委7-6は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委7-7を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、浜農委7-7は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委7-8を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、浜農委7-8は、原案のとおり可決されました。
事務局長	日程第9 議案第2号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事務局長	議案第2号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされています。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員 関係資料の17ページ報告の日付け令和6年からですよね。

事務局 報告期間の日付けですが、令和7年5月1日と記載ありますが、令和6年5月1日の誤りです。訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

妹尾委員 わかりました。

議長	ほかに質疑ございませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
事務局長	日程第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、認定農業者又は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、当該申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。 本案は、売買4件、による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m ² について、売買による利用権の移転、整理番号2は、中標津町東〇条南〇丁目〇番地

○、○〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇.〇〇m²について、売買による利用権の移転、整理番号3は、姉別〇丁目〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇.〇〇〇.〇〇m²について、売買による利用権の移転、整理番号〇は、茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇.〇〇〇.〇〇m²について、売買による利用権の移転でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第3号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。

	よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。 整理番号1については、農地部会の方々にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、整理番号1は、農地部会の方々に調整をお願いいたします。 次に、整理番号2について、農地部会の方々にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、整理番号2は、農地部会の方々に調整をお願いいたします。 次に、整理番号3については、農地部会と地元委員の押切委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、整理番号3は、農地部会と押切委員に調整をお願いいたします。 次に、整理番号4については、農地部会の方々にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、整理番号4は、農地部会の方々に調整をお願いいたします。
事 務 局 長	日程第11 議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について、提案

の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項では、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に対し要請することができる。」とされております。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積等促進計画を定めるべく、農地中間管理機構に要請しようとするものであります。詳細につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の要件確認チェックリストのとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第4号の質疑を行いますが、本案については、整理番号3で〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1、2の審議を行い、続いて整理番号

3の審議を行い、その後整理番号4から7の審議を行いたいと思います。

それでは、これから議案第4号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3の審議を行いますが、○○番○○委員につきましては、ここで退席願います。

(○○委員退席)

それでは、これから、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
	(○○委員入室)
	それでは、次に、整理番号4の質疑を行います 質疑ありませんか。
	12番百々委員。
百々委員	○○さんが借りられている土地の中に、○○○○さんの土地があるんですが、○○さんは使われているのか。
事務局長	三角の土地については、○○さんの親と○○さんの親が生前口頭で約束があり、○○○番○の○○さんの上の所を○○さんが使って、○○○番の○の○○さんの畑に食い込んでいる部分をそれぞれ交換して使いましょうと親同士で約束していたそうで、それが息子の代になりそのまま継続されていたようです。 ○○さんの方には、○○さんが中間管理事業で農地を出すときに、○○さんがここ使うことになりましたが今までどおりそのまま使ってもいいですかと、お話はしております。書面で交わしているものではないですが、親からの代でそうやってきてているので、了解はもらっておりまます。
	それから○○○番○を○○さんが借りますが、ちょっと○○さんに食い込んでいます。面積的には、○○さんが若干少ないですが、そのところも○○さんより了解をもらっています。
百々委員	わかりました。
議長	ほか質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。

		次に、整理番号 5 の質疑を行います 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 6 の質疑を行います 質疑ありませんか。	
各 委 員	(質疑なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 7 の質疑を行います 質疑ありませんか。	
各 委 員	(質疑なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 4 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 4 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 5 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 5 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 6 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。	

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年11月28日開催の「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀肃正の徹底を図っていくことが確認されました。

この申し合わせ決議の趣旨に則り、令和2年1月及び令和4年9月の本委員会総会において、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施したところですが、本年7月に開催されました「市町村農業委員会事務局長研修会」で今後も同様の取り組みを実施するよう要請がありましたので、趣旨内容をご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

これから、議案書52ページの決議案を朗読いたしますので、よろしくご審議くださいるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。
事 務 局 長	日程第 13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。 次回総会について、9月 26 日、金曜日、午前 10 時 00 分からを提案します。
議 長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、9月 26 日、金曜日、 午前 10 時 00 分からということでよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議がないようなので、次回総会日程については、9月 26 日、金曜日、午前 10 時 00 分からに決定いたしました。
	以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第 26 回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後2時00分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 4番 新井功仁恵

浜中町農業委員会 5番 阿部栄子